

京都通運株式会社 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：子どもが産まれる男女社員へ、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、産前産後・育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

<対策>

- 平成29年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成29年 6月～ 公的機関のパンフレットなどを配付・回覧し社員へ周知

目標2：小学校就学前の子を養育する社員への時間外労働の制限。

目標3：社員の時間外労働の削減。

<対策>

- 平成29年10月～ 時間外労働の実績を把握
- 平成30年 1月～ ちらしを掲示するなど社員への周知
- 平成30年 3月～ 計画の作成、周知
- 平成30年 4月～ 計画の実施
- 平成31年 4月～ 検証（必要があれば見直しをする）